

令和4年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和4年6月8日（水曜日） 午前 9時30分開議

- 第 1 議案第31号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 2 議案第32号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 3 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙
- 第 4 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙
- 第 5 発議第 1号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を
求める意見書（案）
- 第 6 発議第 2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・
強化を求める意見書（案）
- 第 7 発議第 3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議（案）
- 第 8 議員の派遣について
- 第 9 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君 | 8番 村山 義明 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|---------|
| 町 長 | 小林 生吉 君 |
| 副 町 長 | 遠藤 義一 君 |
| 教 育 長 | 相座 豊 君 |
| 総務課 参事 | 市本 功一 君 |
| 総務課 参事 | 笹原 等 君 |
| 総務課 参事 | 野田 繁実 君 |
| 総務課 参事 | 小林 嘉仁 君 |
| 総務課 参事 | 石川 章人 君 |
| 総務課 参事 | 矢部 智彦 君 |

産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産 業 課 参 事	永 田 剛 君
産 業 課 参 事	西 川 明 文 君
産 業 課 参 事	北 村 哲 也 君
建 設 課 長	土 屋 順 一 君
建 設 課 参 事	長 尾 享 君
建 設 課 主 幹	後 藤 晃 昭 君
保 健 福 祉 課 長	相 馬 正 志 君
保 健 福 祉 課 主 幹	西 卷 俊 英 君
保 健 福 祉 課 主 幹	五 十 嵐 弘 将 君
教 育 次 長	小 林 美 幸 君
教 育 委 員 会 主 幹	後 藤 浩 一 君
国 保 病 院 事 務 長	西 村 智 広 君
会 計 管 理 者	庵 日 鶴 君
認 定 こ ど も 園 園 長	大 島 朗 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前 9時30分）

◎議案第31号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第31号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第31号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。議案第31号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願ひます。令和4年度中頓別町一般会計補正予算。

令和4年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,883万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,499万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願ひます。第2表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前5億7,720万円から変更後6億8,530万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。医療機械器具購入事業の限度額を変更前580万円から変更後630万円とするもので、事業内容の精査により追加、また新規に認定こども園園庭整備事業3,300万円、地域交通維持車両購入事業2,360万円、スクールバス購入事業5,100万円を追加するものでございまして、それぞれ歳出に計上してございます各事業の実施に伴う財源として追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。14ページをお開き願ひま

す。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に5,564万3,000円を追加し、1億1,946万6,000円とするもので、町有財産維持管理事業、1節報酬に町有建物の修繕対応としてパートタイムの会計年度任用職員を採用するため23万4,000円を追加、10節需用費に町有施設関係小破修繕料として229万1,000円を追加、内容は弥生会館屋根修繕として50万6,000円、南宗谷消防組合から町に所管替えとなりました消防職員住宅の修繕費170万2,000円、天北厚生園に貸与しております旧中頓別農業高校の倉庫のシャッター部分の修繕費8万3,000円となっております。11節役務費では、南宗谷消防組合から移管となった消防職員住宅に係る建物災害共済保険料として1万円を追加、14節工事請負費では路線バスが新たな仕組みに移行することに伴い導入する車両を保管する車庫新設工事として5,310万8,000円を計上するものでございます。詳細につきましては、別に配付してございます建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に2,596万1,000円を追加し、1億2,562万7,000円とするもので、内容は総合開発委員会事業、2節給料で159万3,000円、3節職員手当等で66万5,000円、4節共済費で30万円をそれぞれ計上、いずれも総合計画に位置づけられました町民主体の取組となります7つのアクション推進に向けたフォローアップ体制を強化するため採用する地域おこし協力隊の人件費として計上、地方バス路線維持対策事業、17節備品購入費では路線バスが新たな仕組みに移行することに伴い必要となる車両3台分の購入費として2,208万2,000円を計上、コモンズ形成事業、10節需用費で93万8,000円、11節役務費で4万5,000円、17節備品購入費で33万8,000円をそれぞれ計上、旧松田商店の利活用を進めていくため今年度は1階部分におきまして試行的な活用を進めていくこととしており、電気や灯油などの光熱水費やトイレの修繕費、インターネット環境の整備やテーブル、椅子などの備品購入費を計上するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております総務課政策経営室作成の説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては26ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

16ページをお開き願います。11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額に867万9,000円を追加し、6,420万9,000円とするもので、地方創生臨時交付金事業、10節需用費で抗原検査キットや自宅待機者支援に係る日用品費など合わせまして138万円を追加、11節役務費では小中学生の学習用に活用するWi-Fi利用料として185万4,000円を追加、12節委託料ではPCR検査委託料として462万円を新規計上、17節備品購入費では町民センターの事務室や放課後子どもプランで活用している部屋などに設置する空気清浄機の購入費用として82万5,000円を計上。

2項徴税費、1目税務総務費では、既定額に47万4,000円を追加し、974万8,000円とするもので、税務事務事業、18節負担金補助及び交付金で同額を追加、地方

税共同機構に対する負担金額の確定に伴い不足する額を追加するものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に772万2,000円を追加し、3,772万7,000円とするもので、住民事務事業、11節役務費で3万5,000円を計上、17節備品購入費で12万9,000円をそれぞれ新規計上、現在役場窓口におきましてマイナンバーカードの交付手続で使用しておりますタブレット端末は国から貸与されているものでありまして、これを返却しなければならないことから、新たに購入する費用とこれに伴う通信費として計上するものでございます。また、12節委託料では、行政手続に係るオンライン化を進めるためのシステム改修委託料として755万8,000円を計上、詳細につきましては別に配付しております総務課住民グループ作成の説明資料をご参照願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額に1,135万9,000円を追加し、1億9,536万円とするもので、内容は老人福祉事業、19節扶助費で介護医療院の開設に伴い特別養護老人ホームから介護医療院へ移行される利用者の負担額増加に対する助成金として114万3,000円を計上、居宅介護支援事業所運営費助成事業、18節負担金補助及び交付金で介護医療院開設に伴う運営費の補助金として1,021万6,000円を計上、詳細につきましては別に配付しております保健福祉課作成の補足説明資料をご参照願います。

18ページをお開き願います。11目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費では、新規に126万7,000円を計上するもので、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、10節需用費、消耗品費で4万8,000円を計上、11節役務費、郵便料、口座振替手数料合わせまして11万9,000円を計上、いずれも臨時特別給付金の事務経費として計上、19節扶助費では給付対象見込み世帯11世帯分の臨時特別給付金として110万円を計上。

2項児童福祉費、4目認定こども園費では、既定額に3,300万円を追加し、6,780万9,000円とするもので、認定こども園事業、14節工事請負費で園庭整備に要する費用として同額を計上、詳細につきましては別に配付しております認定こども園作成の予算説明資料をご参照願います。

7目こども包括支援費では、既定額に44万円を追加し、679万9,000円とするもので、子育て世代包括支援センター事業、10節需用費で同額を計上、子供の誕生を祝い手作りの椅子をプレゼントする君の椅子プロジェクトの参加検討に向けまして椅子の購入費用として計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に812万9,000円を追加し、2,879万3,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業、2節給料で会計年度任用職員に係る給料として32万円、3節職員手当等でワクチン接種に係る時間外手当として117万3,000円、10節需用費でパンフレットや接種券作成に要する費用として10万円、11節役務費で郵便料として18万8,000円、12節

委託料でシステム改修やワクチンクーポン券印刷業務、予防接種、接種対象者の送迎委託料として合わせまして533万2,000円をそれぞれ追加、18節負担金補助及び交付金では医療従事者の派遣に係る補助金として101万6,000円を計上、いずれも4回目のワクチン接種に要する費用として計上するものでございます。

4目墓地火葬場費では、既定額に39万6,000円を追加し、239万1,000円とするもので、墓地火葬場維持管理事業、11節役務費で火葬場に関するアンケート実施に要する郵便料として9万6,000円を計上、12節委託料で墓地の維持管理につきまして従前の受託事業者による継続が困難となりましたことから、費用の再算定を行い、不足する額として30万円を追加。

20ページをお開き願います。5目病院費では、既定額に813万8,000円を追加し、2億4,846万3,000円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金で同額を計上、運営事業補助として722万5,000円、過疎債分として医療機械の購入費の精査によりまして50万円、単独備品費として起債の対象外となる備品購入費に対する一般会計からの負担分として41万3,000円をそれぞれ追加。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額に5万6,000円を追加し、317万3,000円とするもので、農業委員会活動促進事業、11節役務費でタブレット通信費として1万1,000円、13節使用料及び賃借料でタブレット端末の管理利用料として5,000円、17節備品購入費でタブレット端末購入費として4万円をそれぞれ新規計上、10年後に目指すべき農地の効率的、総合的な利用の姿を明確化する目標地図の作成や担い手への農地の集積、集約化を促進するためのデータベース作成のためタブレット端末を導入する費用として計上するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております農業委員会作成の予算説明資料をご参照願います。

2目農業振興費では、既定額に143万6,000円を追加し、8,975万6,000円とするもので、内容は中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、14節工事請負費で農業体験交流施設の屋上防水修繕費用として43万6,000円を計上、農業振興事業、14節工事請負費で集乳農道排水施設の土砂撤去など当初で予算措置した額に不足が生じることから100万円を追加、詳細につきましては別に配付しております産業課産業グループ作成の予算説明資料をご参照願います。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に323万9,000円を追加し、1,721万8,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費に同額を追加、鳥獣被害防止総合対策事業補助金分の有害鳥獣捕獲報償費405頭分、323万9,000円を追加計上するものでございます。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に356万2,000円を追加し、2,664万7,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、1節報酬で町有建物の修繕対応としてパートタイムの会計年度任用職員を採用するため23万4,000円

を追加、12節委託料で西団地の外壁改修工事に伴い実施が必要となる耐力度調査委託料327万8,000円を計上、17節備品購入費で消火器が未設置となっております公営住宅に設置する消火器5本分、5万円を計上するものでございます。

22ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に698万9,000円を追加し、1億3,061万3,000円とするもので、教育委員会事務局事業で同額を計上、いずれも新しい時代の学びに対応した施設環境を発案、具体化する基本計画の策定に対し、国から採択された委託事業となりまして、検討協議会、ワークショップの開催、基本計画策定に要する費用であり、1節報酬で会議の委員報酬7万2,000円、7節報償費で有識者への報償費12万円、8節旅費で普通旅費、費用弁償合わせまして77万1,000円、10節需用費では消耗品費、図書購入費、車両燃料費、食糧費、印刷製本費合わせまして10万8,000円、11節役務費では郵便料5,000円、12節委託料では本事業の推進に向けた支援業務に関する委託料として591万1,000円、13節使用料及び賃借料では出張に際し利用が想定される高速道路使用料2,000円をそれぞれ計上するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております教育委員会作成の予算説明資料をご参照願います。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に90万円を追加し、3,464万円とするもので、小学校施設維持管理事業、10節需用費で感染症防止対策として必要となる消耗品費11万9,000円、17節備品購入費で特別教室を含む各教室や校長室等に設置する空気清浄機の購入費用として78万1,000円を計上。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に90万円を追加し、1,361万7,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、10節需用費で感染症防止対策として必要となる消耗品費11万9,000円、17節備品購入費で特別教室を含む各教室や校長室等に設置する空気清浄機の購入費用として78万1,000円を計上。

4項社会教育費、2目町民センター費では、既定額に54万7,000円を追加し、707万3,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、11節役務費で教育委員会事務室を町民センターに移転したことに伴う電話料金の増額分として27万5,000円を追加、17節備品購入費として書庫や案内板、傘立て合わせまして27万2,000円を追加計上するものでございます。

24ページを御覧願います。5項保健体育費、4目学校給食費では、既定額に変更はございませんが、学校給食事業、1節報酬で150万6,000円を減額し、2節給料に同額を計上、節の組替えを行うものでありまして、会計年度任用職員の採用形態を当初はパートタイムで予定していたところではありますが、フルタイムでの採用となったことによるものでございます。

8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に1億7,883万7,000円を追加し、44億5,499万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。10ページをお開き願います。11款

1項地方交付税、2目特別交付税では、既定額に3,299万4,000円を追加し、2億1,299万4,000円とするもので、歳出の一般財源とするものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、既定額に395万5,000円を追加し、429万7,000円とするもので、1節保健衛生費負担金に歳出、新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン予防接種委託料に対する負担金として同額を追加。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に1,254万8,000円を追加し、8,605万円とするもので、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に歳出、総務費の地方創生臨時交付金事業で計上いたしました抗原検査キットやPCR検査委託料、Wi-Fi利用料、空気清浄機の購入費用に充当する補助金として867万9,000円を追加、4節社会保障・税番号制度システム事業費補助金に歳出、住民事務事業で役場窓口を設置するタブレットの整備費用に対する補助金として個人番号カード交付事業費補助金9万1,000円、行政手続のオンライン化を進めるためのシステム改修に対する補助金といたしましてデジタル基盤改革支援補助金377万8,000円をそれぞれ計上、合わせまして386万9,000円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金では、既定額に335万6,000円を追加し、1,169万4,000円とするもので、4節住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業補助金に同額を計上、歳出の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び給付事務に対する補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金では、既定額に417万4,000円を追加し、834万5,000円とするもので、1節保健衛生費補助金に同額を計上、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金315万8,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金101万6,000円、いずれも歳出の新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当される補助金でございます。

4目土木費国庫補助金では、既定額に147万5,000円を追加し、4億1,512万5,000円とするもので、2節公営住宅建設事業等補助金に同額を計上、歳出、公営住宅維持管理事業の耐力度調査委託料に対する補助金でございます。

5目教育費国庫補助金では、既定額に90万円を追加し、139万5,000円とするもので、4節学校保健特別対策事業費補助金に同額を計上、歳出の小学校及び中学校施設維持管理事業に充当する補助金でございます。

3項国庫委託金、12ページをお開きいただきまして、3目教育費委託金では、新規に698万8,000円を計上するもので、1節新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業委託金に同額を計上、歳出、教育委員会事務局事業に計上されました学校づくりに向けた取組に対する国からの委託金でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額に329万5,000円を追加し、6,611万3,000円とするもので、1節農業委員会補助金に5万6,

000円を追加、農業委員会活動推進事業交付金1万6,000円、情報収集等業務効率化支援事業補助金4万円、いずれも歳出の農業委員会活動促進事業に計上いたしましたタブレットの整備に対する補助金でございます。16節鳥獣被害防止総合対策事業補助金で323万9,000円を新規計上、歳出の有害鳥獣捕獲報償費に充当される補助金でございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目財産貸付収入では、既定額に46万4,000円を追加し、1,059万2,000円とするもので、3節施設貸付収入で同額を計上、消防職員住宅が南宗谷消防組合から町へ移管となったことに伴い貸付料を計上。

20款諸収入、6項雑入、1目雑入では、既定額に58万8,000円を追加し、2,369万4,000円とするもので、1節雑入で同額を追加、歳出の町有財産維持管理事業で計上いたしました弥生会館屋根修繕、旧中頓別農業高校の倉庫のシャッター修繕に対する共済保険として計上するものでございます。

21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に1億810万円を追加し、6億8,530万円とするもので、1節過疎対策事業債に同額を追加、内容につきましては第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきたいと思っております。

6ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に1億7,883万7,000円を追加し、44億5,499万3,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 15ページの地方バス路線維持対策事業のデマンドバス、買うのは問題ないと思います。だけれども、この絵柄については、町のほうで考えているのか、それとも委託をかけるのか、私がちょっと思うのはやっぱり初めて中頓別町を走るデマンドバスであるので、中頓別町民だとか、これから中頓別町を背負う中学生、小学生の公募をかけてもいいのではないかなと思うのですけれども、その辺お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） デマンドバスに係りますデザインに関しましては、今回発注をかけますその中で費用を盛り込みたいと思っています。その中で今回浜頓別町と一緒にやる事業でありますから、浜頓別町とも相談しながらこういったデザインにするのかというところから考えていくことになっていきますが、そういったところで発注をかけた先と何度かやり取りをする中で固めていきたいと思っています。そのデザイン案に関しまして今ご提案のありましたような地域の方からの意見等も踏まえてといったところに関しましては、浜頓別町とも協議しながらこういった形で進めていったらいいのかということについて考えていきたいと思っています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 21ページの有害鳥獣対策費の中でエゾシカの報償費が405頭という、この数の根拠は何なのでしょう、初めて聞いたので。

それから、もう一件は、23ページのいわゆる委託料で新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業委託料、何が何だか分からない。それと、これの補足説明資料って教育委員会が出しているのだけれども、これには何も歳出の内訳を書いていないでしょう。同じことを書いているだけなので、こんなのは補足説明資料と言わない。それで、何に使うかというのであれば補足になるけれども、こんなものは無駄ですから、以後気をつけてください。これは、みんなの課にも言えることです。補足説明するということは、議案にない部分を補足するのが補足説明であって、同じことを書いて補足説明なんていう、そんな無意味なことはおよしになったほうがいいと思います。それで、委託料の根拠なのですけれども、ここでは施設環境を発案、具体化する基本計画の策定の支援だから、基本計画をつくるということなのでしょうけれども、これを委託してしまうのですか。ちょっと分からないのは、この委託料に対して国でも委託料を約700万円出してくれているので、もともと国がこういうことをしなさい、だから国で委託料を出すのですよということなのか、何かその辺の根拠が分からないのだ。大事なことなので、どこへ出すのですか、これ。それで、五百数十万、約600万です。この金額は、どういう根拠で算定したのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 私から有害鳥獣対策に係る経費の部分についてご回答させていただきます。

今回有害鳥獣対策費として報償費に323万9,000円を計上させていただいている部分につきましては、国からエゾシカの緊急捕獲対策費として交付される金額の当初の割当額が確定されましたので、405頭分として今回計上させていただいているものであります。基本的には、町としては500頭を目標として500頭分の町の6,000円分は出しておりますが、それ以外に国から道を経由して例年報償費としておおむね1頭当たり8,000円ですとか、食肉に使った場合は9,000円ですとかという部分の報償費が今回割り当てられたということで、この部分を歳入歳出同額で計上させていただいているものでございます。

（「休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） ご質問にお答えします。

まず、補足説明資料の作り方が非常に雑で申し訳ございません。次回からは、もう少し分かりやすい説明資料を作りたいと思っております。

委託の部分だったのですけれども、国からの委託を受けて計画策定に係る支援を再委託する経費となっております。700万円を上限に国からの補助金を受けてする事業であります。委託先につきましては、studio-Lです。内容につきましては、基本計画、ビジュアルイメージの作成、設置検討協議会、ワークショップ等の支援等をお願いしております。再委託の必要性の部分なのですけれども、昨年1年かけて町民の研修会とかワークショップ、展覧会などを行ってきました。その中で町民や学校関係者等の意見を聞きながら事業を進めてきております。必要性としましては、町民参加型で新しい学校づくりの事業を推進していきたいという考えから委託をしております。効率的かつ専門的に運営できる事業者に委託をする必要があるということで、今までの実績があるstudio-Lに委託をしております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 委託料にこだわるのは、どういう専門業者なのか、この委託先というのは。私が聞いたのは、根拠なのです、委託料の根拠。何の分でこういった金額になるのか、その辺を明かしてほしいということと、これは多分町教委が委託先を決めるわけではないのでしょうか。決められてきたのでしょうか。私の経験からいえば、そんな状況だと思うのです。国がこういった形で、せつかく町教委の考え方で新しい学校づくりを目指していい発想で申請もしているのに、何でこの根本的なところを委託しなければならないのか。そういった人たちを教育委員会がアドバイザーとして呼んでチームをつくってもらったほうがむしろいいのではないかと思うのだけれども、それは国のこの事業に対する制約があるわけですか。その辺伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） 文科省への企画提案をして再委託を申請して認められている委託となっております。studio-Lにつきましては、総合計画等今まで町の計画等を委託している経緯があります。去年1年間につきましても委託をしながら学校づくりについて進めてきていた業者であります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） ちょっと説明、私の耳に届かない部分があったので、これは私の問題だからいいですけれども、教育長に伺いますけれども、委託先は多分東京になるのでしょうか。北海道であるのですか、こういう会社。教育専門者は、北海道にもたくさんいるわけです。教育大学もあるし、北大もあるし、そういった地域を分かっている人たちが、しかも北の国という北海道の特性を十分承知している、そういう人たちで3人から5人ぐらいのメンバーを選んで専門にこれに当たってもらうというのが本当は一番いいことで、多分これは東京でしょう。委託先は決まっているのでしょうか。後でそれを知らせてくださ

い。ですから、本当にこれをいいものに仕上げるために相当のめり込みながら私も研究していこうかなと思っているのだけれども、どうもやり方が国の指導があるのか制約があるのか、国のやろうとしていることに迎合せざるを得ないのか、その辺を教育長に素直な感じでお答えいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

s t u d i oーLの会社は、兵庫県が本拠地なのですが、ここに来て学校づくりの担当をしている方は沼田町に住んでいます。沼田町から来てこの委託事業を請け負ってやってくださっていると。そこでチームをつくりながらやっているところです。したがって、道内の義務教育学校の情報もたくさん持っていて、それらを活用しながら学校づくりに結びつけようというふうに考えているところです。700万円のうちのかなりの部分を委託料が占めるということで、先月文科省に行って直接委託料の比重について確認もしてきました。昨年の例でいくと、95%が委託料というところもありましたよということで、委託の比重については問題ないというふうに伺っています。内容をどう充実させるかというところが委託業者と教育委員会でこの後連絡を密にしながら、内容の充実を図っていくように考えているところです。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 教育長の答弁で少し安心した部分もあるのですが、この委託業者の住所はどこですか。それから、業者名は何というのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） ご質問にお答えします。

住所は、大阪市になっております。株式会社s t u d i oーLという会社です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 今のことを継続してですけれども、教育長にお伺いします。

この委託先はしようがないとしても、この委託のほうの考えと教育長の考え、また町の考えがマッチしなければ果たして本当にいい学校ができるのか、学び合いのふるさどができるのかというのが疑問ですので、委託先に何もかもお願いするのではなくて、やはり我が町のことは我が町で考えるというのが私は特権だと思いますし、委託先ともしっかり綿密にこちらの考えを通すぐらいの構えで私はやってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） この事業は、7月1日から始まるのですが、今月から月2回業者が来て教育委員会、それから建設課と協議しながら、内容を逐一詰めながら行っていくと。そこにどれほどこちらの意図を反映させた事業の展開ができるかということを検討しながらやっているところでありまして、これまでもこちらの意図が反映されるような事業の展開をお願いしてきていますし、さらには私たちの発想を上回るようなイベントだとかワークショップの在り方なんかも具体的に提案してくださっているのです、そこをう

まく連携を取りながら理想の形に持っていきたいというふうを考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） もう一点、この補正とは今回の質問はちょっと離れるのですけれども、入札のことについてお伺いしたいと思います。

というのは、6月にもう入りまして、哺育育成センター、その工事がまだ始まっていない、看板も立っていないという現状で、酪農家のほうから本当にこの事業が成り立っていくのか、どこまで進んでいるのかという不安の声も聞かれています。これは、町の入札ではないのですけれども、宗谷総合振興局かな、多分、入札だと思えるのですけれども、今まで入札の経過があったのか、またこれから6月に入って入札が行われるのか、事業がどのような形で進んでいくのかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 道営の公共牧場整備事業の部分につきましては、面整備のほうは工事の入札が終わりましてスタートしておりますが、哺育育成センターの部分につきましては5月末に宗谷総合振興局のほうで入札が行われたということは聞いておりますが、不調に終わったという連絡が来ております。今後の対応につきましては、今現在振興局と北海道で協議中ございまして、近々振興局の担当者から今後の方向性について連絡が来るということまでの情報でしか私どもはつかんでおりません。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 課長、不調に終わったということは入札側の業者と開きが相当あったということですか、振興局が出した金額と。そういうことですね。そしたら、振興局の考えが甘いということですので、今後何回も入札をやっても私は落札にならないのではないのかなという不安があります。というのは、やはり今現在、ここに工事関係者の方々もいますけれども、毎月经費が上がっていつているのです。振興局のほうでそれも把握できないなら、この工事は本当に今回相当な工事業費だと思えるのですけれども、成り立っていないのではないのかなと思えますが、町長、そこら辺の振興局との話合いをもっと積極的に進めてもらいたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど平中課長が説明したとおり、今段階で町のほうで持っている情報は限られております。それで、来週には振興局の農業担当の部長が私のところに来て今後の対応について協議をしたいというふうな状況になっています。去年もあって、また今年もということで私としても大変憂慮しているところであります。ただ、ここ数年のコロナもあり、それから今ウクライナの情勢もあって建築関係の入札においては、これに限らずいろんなところで不調というようなことが起こっているというふうに聞いています。町がこれから発注をかけていくもの、町でも既に1件不落になっているものがあって、通常北海道の単価で積算してきたもので、そのとおりではなかなか落札ができない状況、日々高騰していつているというような状況に追いつくためにはなかなか私どもの持っている

情報だけでは対応し切れないところもあるのかなというふうに思います。先ほど申し上げたとおり、道からの協議の内容を踏まえて町としても対応していきたいというふうに思います。ただ、哺育育成センターにつきましては、町としても非常に重要な事業であるという位置づけを持ってありますし、農業者の方の期待も大きいということを十分に認識しているつもりでありますので、何とか解決策が見つかるように対応を図りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 私から小さいことなのですけれども、今回町民センター並びに小学校、中学校に同時に空気清浄機を相当数入れる予定となっております。これを同時に入れるということは、同時に壊れるということにもなるし、この台数が全て一度に稼働するようなことが果たしてあるのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（村山義明君） 小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） ご質問にお答えします。

新型コロナウイルスの感染流行が長期化して、引き続き感染症対策が必要となっている中で空気清浄機が今まで各学校、町民センターになかったということがありました。それで、各教室だったり、町民センターの施設の中でそれぞれ1台ずつ置いて使いたいということでこの台数を上げております。学校につきましては、それぞれ学校と協議しながら必要台数、必要な教室等を検討してきて計上しております。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 言わんとしていることは、よく分かります。それで、例えば空気清浄機自体は、空気をクリーンにするということは当然分かるのですが、要するに部屋の中だったり、教室の中、職員室の中を換気できればいいのですよね、実際には。であるならば、空気清浄機が果たして本当にいいのか、熱交換型の換気扇で設置するのがいいのか、その辺の検討はされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（村山義明君） 小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） ご質問にお答えします。

熱交換型の換気扇等というお話がありましたが、これから学校の改修、町民センターを含めて改修があることですので、今すぐ使えるものとしては設置型の空気清浄機が適切かと思ひまして、検討していった結果、このような形になっております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 空気清浄機に関して私もちょっと気になったのですけれども、それぞれ小学校13台、中学校13台、これはいいのですけれども、教室、特別教室と校長室、保健室に置くことは記述されていますが、気になったのが職員室は出てこないのです。職員室がどうなっているかということと、町民センターにも数台置くことになっています。事務室は当然だと思っただけけれども、あと子供の関係と、あと会議室でどこどこに置くつもりですか。

○議長（村山義明君） 小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） ご質問にお答えします。

職員室につきましては、各教室、特別教室となっておりますけれども、その中に含めた台数になっております。

町民センターにつきましては、和室、レク室、第1研修室、子どもプランのお部屋だとか、大ホール、事務室等を考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 確認させてください。和室は分かりました。レクリエーション室も置くのですね。それと、下の小会議室、第1会議室、はっきり言うと狭いところのほうが必要だと思うので、その辺今聞き漏れたところがありますので、部屋の名前を大きい声でお願いします。

○議長（村山義明君） 小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） 今のご質問にお答えします。

ホールにまず大きいものを1台置きます。それで、そのほかに和室、第1研修室、レク室、子どもプランの部屋、事務室を考えております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第31号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第32号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第32号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の説明を西村病院事務長からさせていただきます。

○議長（村山義明君） 西村病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） よろしくお願ひいたします。議案第32号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願ひます。総則、第1条、令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額に3,743万6,000円を追加し、6億600万4,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額に3,743万6,000円を追加し、6億600万4,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入につきましては、既決予定額に141万3,000円を追加し、2,087万8,000円とするものです。資本的支出では、既決予定額に188万6,000円を追加し、2,651万2,000円とするものであります。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額563万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的には変更がなく、病院事業の医療機器購入事業の限度額を変更前590万円から変更後640万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきましては、既決予定額に1,835万4,000円を追加して、2億6,781万5,000円とするものです。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。17ページをお開き願ひます。また、併せて提出しております病院事業会計補足説明資料をお開き願ひます。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、既決予定額から2,474万7,000円を減額し、3億6,056万1,000円とするもので、介護医療院開設に伴い案分額を整理し、給料で2,041万7,000円の減額、手当で1,078万5,000円の減額、法定福利費で450万9,000円の減額、報酬は出張医師分の333万6,000円の減額及び夜間看護師不足に伴う派遣看護師報酬の新規計上により1,096万4,000円の増額であります。給与費の明細につきましては、7ページから14ページまで掲載しておりますので、ご参照願ひます。

2目材料費では、既決予定額から709万4,000円を減額し、4,506万8,000円とするもので、介護医療院開設に伴う案分額を整理するものであります。

3目経費は、既決予定額から363万9,000円を減額し、6,028万3,000円とするもので、主に介護医療院開設に伴う案分額の移行分を整理するものであります。

それ以外のものについてご説明いたします。20ページをお開き願います。後段の雑費につきましては、介護医療院移行分と派遣看護師の住宅料127万円の新規計上分を整理しまして88万8,000円の追加計上であります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。15ページをお開き願います。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は、既決予定額から4,270万5,000円を減額し、8,760万円とするもので、介護医療院開設に伴う入院収益の患者数及び単価の整理による減額であります。

1款病院事業収益、2項介護保険事業収益、5目他会計補助金は、既決予定額に1,021万6,000円を追加し、2,047万円とするもので、他会計補助金に同額を計上、介護医療院開設に伴う運営費補助金に関わる分1,021万6,000円の追加計上であります。

6目介護医療院収益は、介護医療院開設に伴い、利用者数1日平均15名、単価1万5,000円として算出しました6,270万円を新規計上するものであります。

3項医業外収益、3目他会計負担金は、既決予定額に722万5,000円を追加し、1億8,075万8,000円とするもので、費用不足分を追加するものであります。

続きまして、資本的収支の支出をご説明いたします。28ページをお開き願います。また、補足説明資料の2ページをお開き願います。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費は、既決予定額に188万6,000円を追加し、1,746万2,000円とするもので、機械備品購入費に同額を計上、当初予算の購入備品に関わる消費税分の追加、患者用洗濯に使用する洗濯機の更新、病室用のエアコンを購入するための費用を新規計上するものであります。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。26ページをお開き願います。1款資本的収入、2項負担金交付金、1目一般会計負担金は、既決予定額に91万3,000円を追加し、1,177万8,000円とするもので、単独備品費分の41万3,000円の追加、過疎債に50万円の追加で、合わせて91万3,000円を追加計上するものであります。

3項企業債、1目病院事業債は、既決予定額に50万円を追加し、640万円とするもので、病院事業債に同額を計上、医療機械購入に関わる病院事業債の追加計上であります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第32号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎選挙第1号

○議長(村山義明君) 日程第3、選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第8項の規定により、中頓別町選挙管理委員の任期が令和4年6月28日をもって満了となる旨の通知があったため、同条第1項の規定に基づき4名の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を続けます。

お手元に配付した名簿のとおり、選挙管理委員には藤田朋美さん、丸山博光さん、鳥田博さん、大野賛知子さん、以上の方を指名いたします。

ただいま指名した4名の方を選挙管理委員の当選人と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員には藤田朋美さん、丸山博光さん、鳥田博さん、大野賛知子さんが当選しました。

◎選挙第2号

○議長(村山義明君) 日程第4、選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第8項の規定により、中頓別町選挙管理委員補充員の任期が令和4年6月28日をもって満了となる旨の通知があったため、同条第2項の規定に基づき4名の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を続けます。

お手元に配付した名簿のとおり、選挙管理委員補充員には第1順位、吉田仁美さん、第2順位、大山敏昭さん、第3順位、相馬祥子さん、第4順位、矢上裕寛さん、以上の方を指名いたします。

ただいま指名した4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員補充員には第1順位、吉田仁美さん、第2順位、大山敏昭さん、第3順位、相馬祥子さん、第4順位、矢上裕寛さんが当選しました。

◎発議第1号

○議長（村山義明君） 日程第5、発議第1号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 発議第1号。

令和4年6月8日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、同じく、細谷久雄、同じく、西浦岩雄。

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書（案）

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわる。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には、「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘している。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきである。よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

一、 国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴（児）者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。

一、 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること。

①非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害（児）者を加えること。

②イヤーマールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝

導補聴器を購入費の補助対象とすること。

一、 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児難聴検査への公費助成を実施するよう、国が財政的援助を強化すること。

一、 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や、風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月8日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てといたします。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（村山義明君） 日程第6、発議第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 発議第2号。

令和4年6月8日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。賛成者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林

産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年6月8日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（村山義明君） 日程第7、発議第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 発議第3号。

令和4年6月8日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議（案）

北海道はこれまで、国境隣接地域として、また、北方領土問題を抱える地域として、長きにわたり、経済交流や人的交流等を通じて、ロシアとのつながりを深めてきた歴史がある。

しかしながら、2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為である。

こうした力による一方的な現状変更は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、隣接地域である本道としても看過できるものではない。また、これまで積み上げてきた本道とロシアとの関係を無にしかねない。

よって、中頓別町議会は、今般のロシアの侵略行為に対し強く非難するとともに、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退、及び国際法の遵守を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年6月8日、中頓別町議会。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長(村山義明君) 日程第8、議員の派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付したとおり議員の派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付したとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長(村山義明君) 日程第9、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長(村山義明君) お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(村山義明君) 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午前 11 時 17 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員